

固定資産税の土地・家屋評価額などの縦覧

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

固定資産税の納税者は他の土地や家屋の評価額と比較して自己の資産の評価額が適正かを
確認するために令和3年度の土地・家屋価格等縦覧簿を見ることができます。

- 縦覧期間
5月31日(月)まで
- 縦覧場所
住民課 税務グループ
- 縦覧できる方
固定資産税(土地・家屋)の納税者

- 縦覧内容
町内の土地の所在地番、地目、地積、評価額、家屋の所在地番、種類、床面積、評価額など
- 持ち物
本人確認書類(運転免許証、保険証など)
※代理人は、納税者の委任状を持参ください。

弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2481

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催します。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 1時30分～3時
4月12日(月)	厚 真	早 来
4月26日(月)	追 分	厚 真
5月10日(月)	厚 真	早 来
5月24日(月)	早 来	上厚真
6月7日(月)	厚 真	追 分
6月21日(月)	早 来	厚 真
7月5日(月)	厚 真	早 来
7月20日(火)	追 分	上厚真
8月2日(月)	厚 真	早 来
8月16日(月)	早 来	厚 真
8月30日(月)	厚 真	追 分
9月13日(月)	早 来	厚 真
9月27日(月)	厚 真	早 来

- 相談料は無料です
※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。

- 相談される場合は、事前に予約してください
※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があってお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください。

会場のご案内	
厚 真	▷ 総合福祉センター 京町165-1
上厚真	▷ 上厚真支所 上厚真219-1
早 来	▷ 安平町保健センター 安平町早来大町95
追 分	▷ 安平町ぬくもりセンター 安平町追分中央1-40

こんなときには国保に届け出を

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険は自動的に脱退されないので届け出が必要です。

町外に引っ越す場合や、勤め先の健康保険(社会保険等)に加入した場合でも、国民健康保険は自動的に脱退にはなりませんので、届け出が必要です。
次の理由が生じたときは、14日以内に届け出をしてください。
届け出をされないと、保険料が二重になったり、医療費が全額自己負担になるなど、被保険者に不利益になることがあります。

- 届け出が必要な場合
 - ①町外に転出した
 - ②社会保険など他の保険に入った・家族の保険の被扶養者になった
 - ③生活保護の受給を開始した
 - ④死亡した
- 届け出に必要なもの
 - ①印鑑、国民健康保険証、以下の書類
 - ②の場合…新しい保険証または健康保険資格取得証明書
 - ③の場合…生活保護開始決定通知書
 - ④の場合で葬祭費の申請をするとき…葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状ハガキなど)、喪主名義の口座が確認できるもの

新型コロナワクチン予防接種の開始

住民課 健康推進グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

4月下旬に65歳以上の方へ接種券の送付を予定しています。

町では、国で定める接種体制に基づき、4月下旬に65歳以上の方へ接種券の送付を予定しています。
65歳以上の方の接種開始時期は、5月中旬の予定ですが、4～5月にかけては、国から供給されるワクチンが少ないため、高齢者施設の入所者や施設従事者から優先して接種します。予約方法など詳細は、接種券と同封の案内用紙をご覧ください。64歳以下の方への接種券は、国から示された次第、順次、送付しますので、しばらくお待ちください。

4月からコールセンターの運用を開始しています。新型コロナワクチンに関する相談は、コールセンターにお問い合わせください。

☎0570-000-226
受付時間 8時～20時
(土曜・日曜・祝日も対応)

結婚新生活支援補助金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯に新生活に伴う住宅の取得・家賃や引越に係る費用の一部を助成しています。

- 対象世帯
次の要件をすべて満たす世帯
・令和3年1月1日～令和4年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯
・夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下の世帯
・町内に住民票がある世帯
・新婚世帯の令和2年分の所得の合計が400万円未満の世帯(貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除した額)
・市町村民税等に滞納がない世帯
・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯
- 対象経費
令和3年1月1日～令和4年3月31日に係る次の経費
・新規の住宅購入費用
・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料)
・結婚に伴う引越費用
※住宅手当や引越手当などの支給がある場合、手当分については補助対象外
- 助成額 上限30万円
- 申込期限 令和4年3月31日(木)
※令和4年1月以降に手続きをされる場合は事前に連絡をお願いします。
- 提出書類
・補助金申請書
・戸籍謄本または婚姻証明書
・夫婦の令和2年分の所得証明書
・世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類
・売買または賃貸の場合は契約書
・領収書等支払金額のわかる書類
・住宅手当等支給証明書(対象者のみ)
・貸与型奨学金の返済額がわかる書類(対象者のみ)
・退職証明書(対象者のみ)

まちおこし奨励

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的に取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

- 対象事業
①まちおこし事業 ②人材育成事業 ③特産品開発事業
④文化活動 ⑤地域活動 ⑥その他まちおこしと認めた事業
※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- 対象
団体・サークル
- 補助金額
補助対象経費の3分の2以内
(1事業の上限は30万円)
- 募集期間
12月30日(木)まで

特定空き家解体費の補助

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

特定空き家の解体に係る経費一部を補助します。

- 対象
所有関係が明確な町内にある特定空き家を、所有者等が解体事業者に請け負わせて解体する工事
※特定空き家とは適切に管理されていない空き家で町長が認めたもの
- 補助内容
解体工事費の2分の1を補助
①住宅は、1工事につき上限50万円
②住宅以外は、1工事につき上限30万円
※①・②の工事を同時に行う場合または複数行う場合は上限80万円
- 工事対象期間
令和4年3月31日(木)まで


空き家等利活用資金の助成・貸付

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

空き家住宅の取得、改修(改築含む)、宅地の取得に係る経費の助成または貸付を行います。

- 対象
市街化調整区域と都市計画区域外にある空き家住宅を取得・改修などを行い10年以上居住する方

助成	貸付
●対象 金融機関の融資を活用する方	●対象 やむを得ず金融機関の融資を受けられない方
●内容 (1)借入により発生する利息(保証料を除く)に対して1%を上限として10年間助成する ※500万円までの借入に発生する利子が対象 (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1を補助する ※補助額上限250万円 ※(1)と(2)を合わせた助成の上限は借入額の2分の1	●内容 (1)上限500万とする融資を行う ※20年償還、貸付利率年0.5% (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1の償還を免除する ※免除額上限250万円

 空き家の適切な維持管理をお願いします
適切な維持管理が行われず放置されている空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもあります。

アパート建築費・改修費の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

アパートの建設や既存のアパートの改修にかかる費用の一部を補助します。

アパートを建てる 〔町民間賃貸共同住宅等建設促進事業〕	アパートを改修する 〔町民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業〕
●対象 新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人)	●補助内容 町内に民間アパートを所有する方(法人・個人)
●補助額 1LDK…1戸当たり110万円 2LDK…1戸当たり130万円 3LDK以上…1戸当たり150万円 ※1LDKと2LDK、3LDKの組み合わせで構成すること ※1棟当たり上限金額は960万円 ※防犯対策を各戸に行う場合、1棟につき10万円を上限として増額	●補助額 1戸当たり最大15万円(1戸当たりの改修工事費が15万円未満の場合はその額) ※1棟当たりの上限金額は90万円
●受付期間 6月30日(水)まで ※複数の交付希望者がある場合は抽選により決定(町内在住の方を優先)	●受付期間 令和4年3月22日(火)まで ※予算状況により早期に締め切る場合があります



被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援制度による加算支給金の申請期限は、10月5日(火)までです。

り災区分	再建方法	支給額	加算支援金の受け取りについて	
全壊 解体	建築 購入	複数世帯	200万円	加算支援金は重複して受け取ることはできませんが、例えば複数世帯で全壊世帯の場合、一時的に賃貸アパートなどに居住すると加算支援金50万円を受け取ることができ、その後に住宅を建築した場合に再度申請することで、建築・購入の加算支援金200万円から50万円を差し引いた150万円を受け取ることができます。
		単身世帯	150万円	
	補修	複数世帯	100万円	
		単身世帯	75万円	
	貸借	複数世帯	50万円	
		単身世帯	37万5千円	
大規模 半壊	建築 購入	複数世帯	200万円	●必要書類 契約書(建築・購入、補修、借家の賃貸借)の写し ※契約日、工事内容(建設・購入・補修の判別ができること)、工事施工場所、金額、工期、注文者、請負者双方の記名押印のあるもの ※補修工事などの場合で契約書の準備が困難な場合は、見積書、工事施工前後の写真、支払いが確認できるもの(領収書など)を用意ください。
		単身世帯	150万円	
	補修	複数世帯	100万円	
		単身世帯	75万円	
	貸借	複数世帯	50万円	
		単身世帯	37万5千円	

住宅関係の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のため住まいの整備にかかる費用の一部を補助します。

- ①既存住宅耐震改修費補助

補助金額	上限30万円
補助対象	昭和56年5月31日以前に着工した耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事
- ②住宅太陽光発電システム設置補助

補助金額	【町内業者施工の場合】1Kw当たり10万円(限度額30万円) 【町外業者施工の場合】1Kw当たり7万円(限度額20万円)
補助対象	発電余剰電力の売買契約ができる、または発電電力をすべて自家使用とする10Kw未満の発電太陽光発電システムの設置(未使用品に限る) ※令和3年4月1日以降の設置かつ年度内に工事が完了し電力会社との電力受給が開始できるシステムであること
- ③ペレットストーブ等購入費補助

補助金額	【町内の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額15万) 【町外の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額10万)
補助対象	住宅に設置する木質ペレットやまき等を燃料として、本体材質が鉄や中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具の購入
- ④住宅リフォーム推進補助

補助金額	リフォーム費用の5分の1 (①の工事と併用 限度額45万円)(②③の工事と併用 限度額30万円)
補助対象	上記①～③までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません ※併用する工事によって限度額が変わります

共通補助要件

- 町税の滞納がない方
- 町内の住宅(併用住宅の場合住宅部分に限る)に施工・設置する場合に限ります。
- 募集期間は令和4年3月22日(火)まで。ただし、募集は予算の範囲内で行うため、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。

新型コロナウイルス感染症に関する 支援情報

小規模事業者経営持続化支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大（第3波）に起因して事業活動に影響を受けた小規模事業者に対し、固定経費の一部を支援します。

●対象者

中小企業基本法に基づく小規模企業者で次のいずれかに該当する者

ア：飲食店（酒類の提供を主とする宴会場やスナックなどを含む）

イ：宿泊業

ウ：理髪店および美容院並びに令和2年2月の北海道の緊急事態措置に伴う休業要請の対象となった施設で、令和2年度の売上総額などが前年と比べて30%以上減少している者

エ：小規模小売店で以下の条件を満たす者で、令和2年度の売上総額などが前年と比べて30%以上減少している者

- ①販売用店舗を有する小規模小売店業者（おおむね80㎡の店舗）
- ②大型店舗（資本金1,000万円以上）を除く
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止の自粛による影響が顕著である者

●対象経費

賃借料（家賃など）、光熱水費および通信費

●給付額

交付対象者のうち、ア、イ、ウは、店舗などの床面積に交付基準単価2,500円/㎡を乗じて額を算出し、給付の基準額は次のとおりとする。

	対象経費	給付額
ア、イ、ウ	20万円未満	40万円
	20万円～30万円未満	50万円
	30万円以上	80万円
エ	一律	25万円

●その他

感染拡大防止対策の徹底を図るとともに非接触型のキャッシュレス決済に積極的に取り組むこと。

●申請窓口、問い合わせ

町商工会 ☎27-2456

離職者雇用・移住促進引越費用給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に離職した労働者および生活様式の変更によりテレワークに切り替える労働者に対し、引越費用相当額を給付します。

●対象者

・雇用保険に加入する労働者が離職し、厚真町、千歳市、苫小牧市、安平町またはむかわ町を勤務地として雇用保険に加入する労働者で、厚真町に移住した者

・地域おこし協力隊や事業継承者になる見込みのある者で、厚真町に移住した者

・町外企業に雇用保険に加入する労働者として在職しながら厚真町に移住し継続的にテレワークを実施する者

●給付額

引越し1件につき20万円

※20万円を越える場合は上限額50万円まで実費額

●申請窓口、問い合わせ

産業経済課 経済グループ ☎27-2486

町新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度（令和3年度版）

●対象者

新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、事業活動に影響を受けた中小企業基本法に基づく中小企業者などで、町内に独立した事務所、工場または店舗を有し、町税を完納している者

●資金使途

事業資金（運転資金または設備資金）

※借り換えを目的とした融資の申し込みは認めない。

●貸付限度額

運転資金と設備資金を合わせて1,000万円

●償還期間

7年以内（うち据え置き1年以内）

●貸付利率

1.8%（固定金利）

●申込方法

町商工会長が発行する町制度資金斡旋書に直近の町税納税証明書などを添付して苫小牧信用金庫に提出し、かつ所定の手続きにより申し込む。

●申請窓口、問い合わせ

町商工会 ☎27-2456

苫小牧信用金庫厚真支店 ☎27-2236

指定ごみ袋の支給

住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

紙おむつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。

●対象

- ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者
- ③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者

●対象期間

令和4年3月31日(木) まで

●支給枚数

対象者1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リットル)を1カ月あたり10枚(年間最大120枚)

●申請窓口

住民課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)、上厚真支所
※窓口で年度分を一括支給します。

●申請に必要なもの

申請書、印鑑

住民課 福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

バス券の交付

高齢者にバス助成券を交付します。

町内バス券

●交付対象

町内に住所があり居住している満65歳以上の方

●交付枚数

1度に36枚(再交付可)

●交付券種

町内路線を100円で乗車できる券

町外バス券

●交付対象

町内に住所があり居住している満70歳以上の方

●交付枚数

1人につき月3往復分

●交付券種

令和2年度の介護保険料段階	券種
「第1段階」から「第3段階」の方	無料券
「第4段階」から「第9段階」の方	半額助成券

●利用時の注意

- ・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。
- ・町外バス半額助成券を利用する場合は利用運賃の半額の支払いが必要です。
- ・町内バス助成券を利用する場合は100円の支払いが必要です。

●受付場所

住民課 福祉グループ、上厚真支所

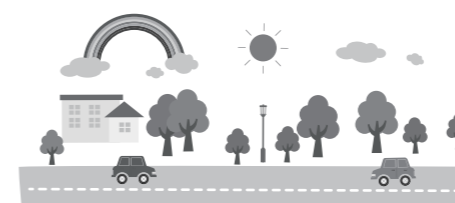
●申請に必要なもの

本人確認書類、印鑑

●受付期間

随時

町道新町フォーラム線が開通しました



町が整備していた町道新町フォーラム線（延長1.1km）が4月1日に開通しました。

なお、今年5月以降に一部舗装工事と照明工事を予定しているため、片側交互通行になります。工事中は、誘導員の指示に従って通行してください。

問い合わせ 建設課 土木グループ ☎27-2451